

大生部直と印波国造

— 古代東国史研究の一試論 —

川 尻 秋 生

はじめに

大化前代の地域史を考える上で、国造の存在は無視できない。ところが、国造に関する文献史料は限られ、しかも、こと東国に関して言えば、その傾向は一層顕著である。しかし、この課題をたどえわずかでも克服できれば、文献史学はもちろん、考古学にとっても、その影響は大きいと思われる。

そこで、本稿では印波国造を取り上げ、これがいかなる氏族なのか、そして、どのように国造領域が分割され立評が行われたのかという点を明らかにしたいと思う。当該地域には、龍角寺古墳群、そして龍角寺という全国的に見ても著名な群集墳や白鳳寺院が存在し、従来から注目を集めてきた。この地域の解明は、古代東国史のみならず、六・七世紀の大和王権の研究に対しても、重要な問題を提起することになる。

もう一つのねらいは、史料が限られている古代東国史を解明するケーススタディとしての視点である。七世紀中頃の東国史を解明する上で、『常陸国風土記』はかけがえない価値を有しているが、その他の地域にはこうした史料が存在しないため、文献史料から解明することはほとんど期待できない。しかし、『常陸国風土記』の研究成果と古墳・寺院等の考古資料を組み合わせることができれば、他地域においてもある程度の見通しを得ることができるようになる。そして、このようなケーススタディを積み重ね、周辺諸科学との協業を推し進めれば、史料の限定されている古代東国史研究に、新たな方法論を提示できるのではないかと考える。

本稿は、以上のような二つの問題関心の上に成り立った一つの試論であることを、あらかじめ明らかにしておきたい。

一 下総国埴生郡の郡領氏族

本稿は、たった一点の木簡が出発点となる。藤原麻呂邸跡と推定される平城宮左京二条大路から、次のような木簡が出土した。¹⁾

「左兵衛下総国埴生郡大生直野上養布十段」

この木簡は、SD五三〇〇から出土し、長さ一七三ミリ、幅二一ミリ、厚さ三ミリで、上部両端に切り込みがあり、三二型式に分類される。内容・形状から、付札とみられる。

これは、左兵衛府に兵衛として上番していた下総国埴生郡出身の大生（部）直野上の養物を、在地から送った際の付札である。共伴する木簡に、神龜五年（七二八）のものが一点だけあるが、他は天平三（七三二）～八年（七三六）で、とくに天平七・八年が多い。ほぼ、年紀を推定することができる。

まず、注目しておきたいのは、「直」という姓である。すでに指摘されているように、「直」は東国の国造・郡司に多い姓である。²⁾ それでは、兵衛にはどのような人物が任命されたのであろうか。³⁾

軍防令47内六位条によれば、兵衛には内六位から八位の嫡庶子が任じられることになっていたが、もう一つのルートがあった。軍防令38兵衛条には、

凡兵衛者、国司簡郡司子弟、強幹便於弓馬者、郡別一人貢之、

若貢采女郡者、不在貢兵衛之例、三十分一國二分
兵衛一部采女

とあり、国司が、郡司子弟の内、体が丈夫で弓馬に巧みな者を郡別に一人選び、貢上すること、三分の二の郡からは兵衛を、残りの三分の一の郡からは采女を出すことが規定されている。『続日本紀』神龜三年（七二六）年九月己卯条には、

停安房国安房郡・出雲国意宇郡采女、令貢兵衛、

とあり、采女と兵衛の貢進が表裏の関係にあったことがうかがえる。

また、軍防令37兵衛考満条には、

凡兵衛、每至考満、兵部校練、随文武所能、具為等級

申官、堪理時務者、量才処分、其年六十以上、皆免兵衛、

即雖未滿六十、若有尪弱長病、不堪宿衛、及任郡司者、

本府録状、并身送兵部、檢覆知実、奏聞放出、

とみえ、年六十以上の場合、そして六十未満の場合でも虚弱で宿衛できなかつたり、郡司に任じられた場合には、兵衛府が文簿を兵部省に送り、放出するとしている。

これらの規定から、兵衛には、郡司の子弟が任命されていたことがわかる。しかも、兵衛条では、『令義解』が、

謂、郡司、少領以上也、子弟者、子孫弟姪也、

と解釈していることが注目される。軍防令集解が散逸していることは惜しまれるが、天長七年（八三〇）に成立した養老令の官撰注釈書が、兵衛は大領・少領の子弟から任じるとしているのである。

眼を史書に転じても、兵衛と郡司の関係は明らかである。『続日本紀』天平宝字五年（七六一）三月丙戌朔条によれば、外六位以下の郡領家出身の者を優遇するために、少領以上の嫡子の出身を許したが、兵衛を貢進した場合は、その蔭を重ねることを禁じた。当時、郡領の嫡子の多くが、兵衛となっていたための政策であろう。

また、郡領の子弟のなかには、若年で国造の身分を持ち、上京して兵衛になる者があり、「国造兵衛」と呼ばれていた。延暦十七年（七九八）三月に、郡領の譜代制が廃止された際、国造兵衛も停止されたが、同年六月には、国造の名を除いて引き続いて兵衛に任じられることになった。この史料から、兵衛が郡司のみならず、国造とも密接な関係にあったことがうかがえよう。

つぎに、兵衛の実態を見てみよう。天平六年（七三四）の『出雲国計会帳』解部、兵部省解文天平五年には、

十二月

一、十六日進上意宇郡兵衛出雲国上等參人勘五比籍事

一、同日進上兵衛出雲国上等參人事

右、式条附朝集使掾從七位上勲十二等石川朝臣足麻呂

進上、

とあり、意宇郡の兵衛出雲国上等三人が出仕している。意宇郡は神郡であり、出雲臣一族は出雲国造・意宇郡司・熊野神社の神主を兼任していた。そして、国上は、宝龜四年（七七三）に出雲国造に任じら

れているから、同時に郡司でもあったと推測できる。先の軍防令兵衛条が実行されていたことがわかる。

さらに、『続日本紀』天平元年（七一九）四月庚午条には、

諸国兵衛資物、令当郡見任郡司節級輸之、仍附貢調使送所司、其輸法、以上絶一疋充銀二兩、以上糸小二斤、庸綿小八斤、庸布四段、米一石、並充銀一兩、即依当土所出、准銀廿兩、

とあり、兵衛の養物は、郡司が銀に換算して二十兩分を貢調使に付して送ることとし、その換算比率が示されたことが重要である。この点は、『出雲国計会帳』に、

十一月

一、十四日進□兵衛養糸壹伯式拾斤事

右、附貢調使史生大初位上依網連意美麻呂進上、

とあり、実際に行われていたことがうかがえる。上糸二斤が銀一兩に換算されるから、百二十斤は六十兩にあたり、先に示したように出雲国からは三人の兵衛が出仕しているから、一人あたり銀二十兩となり『続日本紀』の記事と一致する。

ここで、埴生郡の木簡に眼を転じてみると、「養布」とある点が注目される。「養布」とは、管見のかぎり他に見えない表記であるが、『出雲国計会帳』に「養糸」とある点が共通する。また、『続日本紀』天平元年四月庚午条を参考にすると、「庸布」との関係も想起される。

おそらく、本来ならば「庸布」と書くべきところを、在地からの物資で養う「養物」という意識が存在し、また「ヨウ」という読みが共通するために、「養布」と書いたのではなからうか。この推定が正しく、この木簡が天平七・八年に京進されたものならば、庸布四段は銀一兩に換算されるから、十段で二・五兩となり、二十兩を満たすためには、あと七本分の木簡が都へ送られたはずである。

ところで、今泉隆雄氏は、平城宮内裏北外郭区の土壙SK八二〇から出土した木簡のなかに、天平十九年頃、兵衛が郡司に任じられることを請願したものがあつたことを指摘された¹¹⁾。これは、郡司と兵衛の関係を明らかにする上で、貴重な事例である。出雲国上が、兵衛として上番した約四十年後によくやく郡司になったことからみて、かなり長い間、兵衛として勤務しなければならなかったのであろう。

都でこうした下積み生活を送り、下総国海上郡大領になることを請願した著名な人物があつた。他田日奉部直神護である。彼は、位分資人・中宮舎人として養老二年(七二八)から天平二十年(七四八)までの三十一年間も出仕し、出身地の郡司に任じられることを願ったのである¹²⁾。同時代に、しかもごく近くの埴生郡でも、大生直野上が、郡司の予備軍として都へ出仕していたのであり、このようなあり方が普遍的であつたことを想像させる。

一方、『日本書紀』持統三年(六八九)七月辛未条には、偽兵衛河内国の渋川郡の人柏原広山を土左国に流す。追広参を以

て、偽兵衛広山を捉へたる兵衛生部連虎に授く。

とあり、兵衛生部連虎なる人物がみえる。彼は、その連という姓から推して、常陸国筑波郡(評)を本拠とした筑波国造の後裔と推定される¹³⁾。しかも、初期の兵衛や兵衛府の関係者には、壬申の乱に活躍した者が任命される場合が多い¹⁴⁾。生部連虎のあり方は、大生部直氏を考えると、一つの参考とならう。

以上から、今まで不明であつた埴生郡司が大生(部)直であることがほぼ明らかとなつたと思う。

このように考えることができるとすると、『続日本紀』神龜元年(七二四)二月壬子条が注目される。

天皇臨軒、(中略)外従七位上角山君内麻呂・外従八位下大伴直国持・外正八位上壬生直国依・外正八位下日下部使主荒熊・外従七位上香取連五百島・外正八位下大生部直三穂麻呂・外従八位上君子部立花・外正八位上史部虫麻呂・外従八位上大伴直宮足等、
 献私穀於陸奥国鎮所、並授外従五位下、

陸奥国の鎮所に私穀を運んだ功績により、東国の地方豪族が一斉に外従五位下に叙された記事であるが、私は、ここにみえる外正八位下大生部直三穂麻呂こそが、下総国埴生郡司であると考ええる。三穂麻呂について、『日本古代人名辞典』は、神龜三年の『山背国愛宕郡雲下里計帳』にみえる「従五位下大生部直美保万呂」と同一人物とするが、別人であろう。この史料の内、日下部使主は、『万葉集』の東歌

および正倉院の調貴布銘から上総国周准郡司、香取連はその姓から判断して下総国香取郡司とみてほぼ誤りない。そして、『延喜式』『和名抄』では、香取郡の次に埴生郡が配列されており、もし、この郡の配列が八世紀代まで遡るとすれば、上総国周准郡↓下総国香取郡↓下総国埴生郡という規則性を持つことになる。大生部直三穂麻呂が下総国埴生郡の郡領氏族の可能性が高いと考える所以である。

これまでの考察から、岩屋古墳や龍角寺を造営した氏族が大生部直であった可能性が推察される。このことを論じる前に、まず大生部について検討しておきたい。

二 大生部とミブ部

大生部とは、一般的には「オオフベ」と訓じられているが、「オオミブベ」と訓むべきことがすでに指摘され、¹⁵⁾ミブ部の一種と考えられている。ミブ部は、「壬生部」「乳部」「生部」とも書かれ、『日本書紀』推古十五年（六〇七）二月庚辰朔条に、

壬生部を定む、

とあり、壬生部を設定した記事がある。『日本書紀』仁徳天皇七年八月丁丑条にも、「大兄去来穗別皇子の為に、壬生部を定む、¹⁶⁾」という設定記事があるが、史実とはみなしがたい。

壬生部については、次のような史料がある。『日本書紀』皇極元年

大生部直と印波国造（川尻）

（六四二）是歳条には、

是歳、蘇我大臣蝦夷、己が祖廟を葛城の高宮に立てて、八份の舞をす。遂に歌を作りて曰はく、

大和の 忍の広瀬を 渡らむと 足結手作り 腰作らふも

又尽に国挙る民、并て百八十部曲を発して、預め双墓を今来に造る。一つをば大陵と曰ふ。大臣の墓とす。一つをば小陵と曰ふ。

入鹿臣の墓とす。望はくは死りて後に、人を勞らしむること勿。

更に悉に上宮の乳部の民を聚めて、¹⁷⁾乳部、此をば美父といふ。埜埜所に役使ふ。是に、上宮大娘姫王、発憤りて歎きて曰はく、「蘇我

臣、專国の政を擅にして、多に行無礼す。天に二つの日無く、国

に二の王無し。何に由りてか意の任に悉に封せる民を役ふ」とい

ふ。茲より恨を結びて、遂に俱に亡されぬ。

とあり、蘇我蝦夷・入鹿父子が宮殿を造り、大王のみに許された八份の舞を舞った。また、多くの部民を使役して寿陵を建設したが、そればかりか「上宮の乳部の民」を徵発して墓を造営したという。ミブ部を勝手に使役したことに對して、聖徳太子の娘が、蘇我はどうして意に任せて封せる民であるミブ部を使役するのかと憤慨している。ミブ部が上宮王家に支配される部民であったことがわかる。¹⁸⁾

さらに、『日本書紀』皇極二年（六四三）十一月丙子朔条には、蘇我入鹿が上宮王家を攻撃し、聖徳太子の子山背大兄王等が生駒山に隠れた記事がある。そこで従者の三輪文屋は、次のように語ったという。

三輪文屋君、進みて勧めまつりて曰さく、「請ふ、深草屯倉に移向きて、茲より馬に乗りて、東国に詣りて、乳部を以て本として、師を興して還りて戦はむ。其の勝たむこと必じ」といふ。

「山背の深草屯倉に逃れ、そこから馬に乗って東国に至って乳部をもとにして、兵を興して戦えば必ず勝ちます」と進言したというのである。

また、大和王権の軍事を担当した氏族は、その武功を記念して、宮城の十二の門に、大伴門、佐伯門のようにそれぞれの氏名を付けられた。その一つに壬生門がある。

右のこのことから、上宮王家とミブ部の間に密接な関係があり、軍事的基盤として東国に多く分布していたことが推測されている。

ミブ部については、岸俊男氏の先駆的な研究がある。名代・子代の一種であり、推古十五年に設定されたとの『日本書紀』の記載をそのまま信じられないとしても、宮廷組織の整備にしたがって、敏達朝から推古朝にかけ、従来の名代・子代を再編成し、皇子の資養のために設置され、その経済的・軍事的基盤となったと考えられている。

なお、大生部の「大」は、大中臣の「大」などと同じく、大きな氏族の中でもっとも有力な一族の称する美称と思われる。埴生郡の大生部直は、東国のミブ部の中でもっとも有力な氏族の一つであったことが推察される。

今、ミブ部の分布を示せば表一のようなになる。

表一 ミブ部の分布

国	郡	氏姓	身分	出典
〔畿内〕 大和	城上	壬生造	擬主帳	仁和三年七月家地売券案
	山城	愛宕 壬生	戸主・戸口	天平五年山背国計帳
河内	不明	壬生臣	姓氏録河内皇別	姓氏録河内皇別
	不明	壬生部公	姓氏録河内未定雑姓	姓氏録河内未定雑姓
〔東海道〕 伊賀	阿拝	壬生	筆取・証人	天平勝宝元年柘殖郷長墾田売買券
遠江	磐田	生部	郡散事	天平十年度駿河国正税帳
駿河	駿河	壬生郷		和名抄
	駿河	生部直	大領外正六位 <small>〔正〕</small>	平城宮出土木簡天平宝字四年十月
伊豆	那賀	生部直	少領外従八位上	天平九年度駿河国正税帳
	田方	大生部	防人助丁	万葉集二〇一四三三八番歌
甲斐	賀茂	生部	不尽河辺の人	日本書紀皇極三年七月条
	巨麻	壬生直	那珂郷戸主	正倉院調庸墨書銘
相模	大住	壬生直	乘妻郷戸主・戸口	二条大路木簡
	賀茂	生部	有雑郷戸主	二条大路木簡
武蔵	高座	壬生直	賀茂郷戸主少初位下	二条大路木簡
	豊島	壬生部	左近衛將曹従六位上	三代実録元慶六年十一月己巳条
埼玉	壬生氏	壬生氏	大領外従五位下	続日本後紀承和七年二月壬申条
	豊島	壬生部	大領外従五位下	ほか
武蔵	戸主	大領外従五位下	大領外従五位下	続日本後紀承和八年八月辛丑条
	戸澄	戸主	武蔵国分寺出土瓦	元享釈書

美濃 (東山道)	安八	那珂	大生里・郷	壬生直	茨城	信太	常陸	下総	安房	男衾	壬生吉志	前大領外從八位上	統日本後紀承和十二年三月己巳条 類聚三代格卷八承和八年五月 七日官符
池田	生部	壬生直	大生里・郷	壬生直	行方	生部	筑波	葛飾	平群	壬生連	壬生吉志	前大領外從八位上	統日本後紀承和十二年三月己巳条 類聚三代格卷八承和八年五月 七日官符
	壬生郷	生部連	大生里・郷	壬生直	逢鹿郷戸主	大野郷戸主	壬生連↓宿	長狭	壬生↓平群王	生朝臣	壬生吉志	前大領外從八位上	統日本後紀承和十二年三月己巳条 類聚三代格卷八承和八年五月 七日官符
	春部里戸口	從八位下	那珂国造大建	大領外正八位下	常陸国風土記行方郡	大野郷戸主	采女・常陸国造	大嶋郷戸口	大嶋郷戸口	和名抄	壬生吉志	前大領外從八位上	統日本後紀承和十二年三月己巳条 類聚三代格卷八承和八年五月 七日官符
	和名抄	日本後紀延暦二十四年七月丁亥条	常陸国風土記行方郡・和名抄	正倉院調庸墨書銘天平勝宝五年十月	正倉院調庸墨書銘天平勝宝五年十月	正倉院調庸墨書銘天平勝宝四年十月一日	統日本紀神護景雲元年三月癸亥条ほか	養老五年下総国葛飾郡戸籍	統日本紀天平神護元年二月辛卯条	和名抄	壬生吉志	前大領外從八位上	統日本後紀承和十二年三月己巳条 類聚三代格卷八承和八年五月 七日官符
	大室二年御野国味蜂間郡戸籍		常陸国風土記行方郡・和名抄	正倉院調庸墨書銘天平勝宝五年十月	正倉院調庸墨書銘天平勝宝五年十月	正倉院調庸墨書銘天平勝宝四年十月一日	統日本紀神護景雲元年三月癸亥条ほか	養老五年下総国葛飾郡戸籍	統日本紀天平神護元年二月辛卯条	和名抄	壬生吉志	前大領外從八位上	統日本後紀承和十二年三月己巳条 類聚三代格卷八承和八年五月 七日官符

若狭 (北陸道)	遠敷	不明	磐城	志太	下野	上野	信濃	山県	賀茂	各務	方泉	肩々里戸口	大室二年御野国肩泉郡戸籍
	壬生	壬生直	壬部	壬生	都賀	群馬	埴科	山県	生部	生部	生部君	肩々里戸口	大室二年御野国肩泉郡戸籍
	大生部直	大生部	壬部	壬生	不明	壬生	生部	生部	生部	生部	生部君	肩々里戸口	大室二年御野国肩泉郡戸籍
	從五位下	白河団射手?	判祀郷戸主	円仁	不明	壬生	生部	式内社	半布里戸主	中里戸主・戸口	大室二年御野国各牟郡戸籍	大室二年御野国各牟郡戸籍	大室二年御野国各牟郡戸籍
	平城宮出土木簡	神龜二年山背国愛宕郡雲下里計帳	小茶門遺跡出土木簡	荒田目条里遺跡出土木簡	三代実録貞觀六年正月辛丑条	延長六年上野国群馬郡綱丁解	日本後紀弘仁四年二月丁酉条	屋代遺跡出土木簡	三代実録貞觀三年十月戊辰条	大室二年御野国山方郡戸籍	大室二年御野国山方郡戸籍	大室二年御野国加毛郡戸籍	大室二年御野国加毛郡戸籍

越前	坂井 生部	赤江郷戸主	天平神護二年越前国司解
〔山陰道〕	足羽 生部	岡本郷戸主	天平神護二年越前国司解
丹後	竹野 生部		平城宮出土木簡
但馬	出石 大生直 大生部兵主	穴見郷戸主 式内社	延喜式 天平勝宝二年正月但馬国司解など
出雲	出雲 生部 生部臣族 神社	河内郷 日置郷	出雲国大税賑給歴名帳 出雲国大税賑給歴名帳
備前	〔山陽道〕 不明 壬生	戸座	類聚三代格天平三年六月二十 四日勅
備中	賀夜 生部首 不明 生部首(臣)	戸座 大井郷戸主	類聚三代格天平三年六月二十 四日勅 天平十一年備中国大税負死亡人帳 類聚三代格天平三年六月二十 四日勅
安芸	山県 壬生郷		延喜八年周防国玖珂郷戸籍 和名抄
周防	玖珂 壬生	玖珂郷戸主	
〔南海道〕	不明 壬生		永承四年某郡収納米未進勘文

阿波	不明 壬生	戸座	類聚三代格天平三年六月二十 四日勅
讃岐	那賀 生部 大内 壬生	武芸駅子戸主・戸口 入野郷戸口	平城宮出土木簡 寛弘元年讃岐国大内郡戸籍
〔西海道〕	阿野 壬生部?		平城宮出土木簡原作生壬部
筑前	志摩 生部	川辺里戸口	大宝二年筑前国嶋郡戸籍 和名抄
豊前	仲津 生部	丁里戸口	大宝二年豊前国仲津郡戸籍
豊後	球珠 生部	主帳外大初位下	天平九年度豊後国正税帳
肥後	合志 壬生	皮石郡人追大式	日本書紀持統十年四月戊戌条

※仁藤敦史論文を一部改変。

確かに東国に多く分布し、東国では国造や郡領に任じられた人物が多いことがわかる。大生部についていえば、『日本書紀』皇極三年七月条に、東国の不尽河（富士川）の側で、大生部多なる人物が、富寿を得られると称して、村人に常世神と名付けた虫（アゲハチョウの幼虫）を祀ることを勧め、秦河勝に取り締まらせた記事が著名である。また、平城宮から出土した伊豆国田方郡棄妾郷からの貢進付札に見られる¹⁹⁾。また、富津市狐塚遺跡出土の墨書土器にも記され、²⁰⁾ 実際東国に確認することができる。

三 埴生郡の歴史的特性

埴生郡には、古墳時代後期から終末期にかけての群集墳龍角寺古墳群がある。この古墳群は旧下総国最大で、一辺八〇メートルで王陵をも凌ぐ、全国屈指の終末期方墳岩屋古墳がある。この古墳の石室はすでに開口していたため遺物もなく、築造年代を知ることが困難であるが、七世紀前半とみる見解が有力である²¹⁾。また、一九九六年に発掘調査された浅間山古墳もこの古墳群に属する²²⁾。浅間山古墳は、復原した全長が七八メートル、後円部径五二メートルの前方後円墳で、石室は平安中期頃に盗掘を受けていたものの、それ以前の段階で副葬品を故意に破砕してばらまいたと思われる、未盗掘の石棺内部に、人骨・副葬品も見あたらないうという特異な内容であった。副葬品には七世紀中葉のものが見られる一方、築造自体は岩屋古墳に先行する七世紀はじめ頃と推測されるものの、実際の使用時期は岩屋古墳と重複するとも考えられ、最後の前方後円墳として注目されている。また、石室に使用した石材が、六〇キロメートル離れた筑波山麓から運ばれた筑波変成岩で、「香取の海」の水運を使用したと推定されることにも着目しておきたい。

浅間山古墳の真北六〇〇メートルの地に造営されたのが龍角寺である。創建は七世紀第Ⅲ四半期もしくは第Ⅳ四半期と推定され、最近で

は第Ⅲ四半期説が有力である²³⁾。瓦当文様は、大和山田寺と非常によく似た八葉単弁蓮華文鏡瓦と重弧文字瓦の組み合わせである。また、塔・金堂の基壇が残っており²⁴⁾、本尊の薬師如来坐造は、火災に遭ってはいるが、首から上は白鳳時代の特徴をよく備え、重要文化財に指定されている。

龍角寺の北三五〇メートルには、龍角寺の創建期の瓦を焼成した五斗葺瓦窯跡がある²⁵⁾。多くの文字瓦が出土したことで著名であり、全国的に見ても（畿内を視野に入れても）、この時期にこれだけ多量の文字瓦を出土した寺院関連遺跡はなく、地名比定や作製目的などについて注目されている。文献史学から見た場合注目したいのは、これまで「皮（ヒ）」と読まれていた表音文字が、「皮（ハ）」とすべきことが明らかになったことで、埼玉県稲荷山鉄剣銘などの読みを訂正する必要が生じたことは特記されよう²⁶⁾。なお、龍角寺の西北一〇〇メートル離れた場所に、次の段階の瓦を焼いた龍角寺瓦窯があり、「加刀利」「加刀人」など多くの文字瓦が出土している²⁷⁾。

龍角寺の南西五〇〇メートルにあるのが埴生郡衙関連遺跡である。

このうち、大畑Ⅰ遺跡はとくに注目される遺跡で、七世紀第Ⅳ四半期から八世紀までの建物跡が検出されている²⁸⁾。また、龍角寺の東、四〇〇メートルには、台地上に土塁と区画溝で区切られた龍角寺尾上遺跡がある。殯の跡と推定され、喪屋・厨屋跡と思われる遺構が検出され、繰り返し使用された形跡がある²⁹⁾。この遺跡の北東五〇〇メートルにあ

る麻生広ノ台遺跡に火葬墓群が宮まれていることと関係するとも考えられる。³⁰⁾

以上、簡単に埴生郡の歴史的環境を紹介してきたが、最後の前方後円墳、終末期の大型方墳から、初期寺院、そして郡家へと一地域で変遷が確認される点は類例がほとんどないと言つてよく、しかも、それらが大和王権と密接な連携を持っていたことが、従来から注目されてきた。

四 大生部直と印波国造

1 大生部直の痕跡

もう少し大生部について補足しておきたい。

まず、操業開始が七世紀後半でも早い段階と考えられている五斗時瓦窯跡からわずかに一点の小片ではあるが、「生」と書かれた文字瓦が出土していることに注目したい。「生」という漢字は表音文字（万葉仮名）として使われず、ミブ部を「生部」と書くことからすれば、ミブ部を表した可能性がある。五斗時瓦窯跡は、四期に編年されるが、「生」は、その第三期の瓦である。埴生の「生」とも考えられるが、第四期の文字瓦に「皮尔布」が複数確認されており、一字一音表記がもっとも新しい段階でも用いられていることからすれば、第二期に

「埴生」という熟した表現がとられていたとは考えにくい。さらに、同遺跡からは、第一期に「服止」「皮止マ」、第四期に「玉作」という文字瓦も出土している。前者は、現在の印旛郡栄町羽鳥に、後者は、『和名抄』の玉作郷に該当すると考えられるが、いずれも、部姓が地名に転化したものである。したがって、「生」が「生部」を示した可能性がある。

ついで、成田市に大生（おう）という地字名が存在することに注目したい。律令制下では香取郡に属し、現在のところ江戸時代中頃までしか遡れないが、埴生郡との隣接地域にある。すぐ東には、延暦二十四年（八〇五）に廃止された香取郡荒海駅³¹⁾の遺称地「荒海」が、西には『和名抄』香取郡磯々郷³²⁾の遺称地「磯部」が残されている。房総では、現在の小字名が墨書土器に記される場合が数多く確認されており、この場合も「大生」という地名が古代まで遡る可能性がある。ちなみに、茨城国造壬生連磨・那珂国造壬生直夫子が申請者となって立評された常陸国行方郡には、『和名抄』に大生郷があり、現在も地字名が残っている。成田市の大生も、大生部に関わる地名かと推定される。

もう一つ、養老五（七二二）年の「下総国鉦托郡山幡郷戸籍」³³⁾に見える十六名がすべて壬生部であることにも注目したい。従来、下総国北部では、香取郡の中臣部・占部、海上郡の他田日奉部直が注目されてきたが、下総国にミブ部が広く分布していたことも考慮すべきであろう。³⁴⁾

2 岩屋古墳・龍角寺の造営氏族

それでは、これらの古墳・初期寺院がどのような氏族によって営まれたのかという点を、研究史の上から振り返っておきたい。

まず、岩屋古墳および龍角寺を造営した氏族が同一であるとする見解は、一般的に承認されているが、造営氏族については、蘇我氏をめぐって議論がある。

蘇我氏との関係を最初に指摘されたのは、安藤鴻基氏であった。安藤氏は、井上光貞・前川明久両氏が指摘された東国と蘇我氏の密接な関係を前提としつつ³⁶、龍角寺の瓦当文様が、蘇我山田石川麻呂の発願にかかる大和山田寺のものと類似すること、千葉市蘇我に式内社蘇我比咩神社があり、蘇我氏の本拠地の一つ奈良県橿原市曽我町にも式内社宗我坐宗我都比古神社が鎮座するところから、両者に密接な関係が想定できること、また、蘇我氏の外孫である用明・推古天皇の推定墓（大阪府河内郡太子町）、蘇我馬子の墓と推定される石舞台古墳（奈良県高市郡明日香村）が大型方墳であり、蘇我氏と方墳に密接な関係があることなどから、蘇我氏との関係を想定されたのである³⁷。

また、印波国造が丈部直であることを前提とした上で、東国に多い山田寺式の瓦当文様を、百済大寺の造寺司であった阿倍倉梯麻呂とその部民である「丈部」の関係から説明した見解もある³⁸。

一方、岡本東三氏は、蘇我氏との関係を否定的に捉え、氏寺的側面

を認めつつも、山田寺の瓦当文様は、天皇が採用した文様の系譜にあるとみ、それを採用した龍角寺の建立を、孝徳朝以降の中央集権的な仏教政策に呼応し、国家的な援助が背景にあったと解されている³⁹。最近、山田寺式の瓦当文様の祖型が百済大寺に比定される吉備池廃寺から出土したこともあって、岡本氏は、さらに自説を補強され、「王家の紋章」との表現を用いられるようになった⁴⁰。

しかしながら、いずれの説も現在のところ決定的な証拠はない。むしろ、どの見解も、岩屋古墳、そして龍角寺の造営氏族と大和王権の間に密接な関係があったと見ている点に注目しておきたい。

結論から言えば、埴生郡の郡領氏族が判明した以上、私は、岩屋古墳、そして龍角寺の造営主体を大生部直氏と考える。最近、郡領氏族が一つに固定されず、短い周期で入れ替わることが指摘されているが⁴¹、『常陸国風土記』にみえる立評申請者と、奈良時代およびそれ以降に及ぶ常陸国の郡領氏族を比較してみるとほとんど一致するから（表二）、隣国の下総国においても、八世紀はじめの郡領氏族が七世紀代まで遡る可能性がある。しかも、山中敏史氏によると、郡家の所在地は、郡域内で伝統的に優勢な力を持ち、代表者としての地位を占めてきた有力氏族の本拠地に造営されたもの（本拠地型郡衙遺跡）と、郡域内における六世紀以前からの主要古墳や集落跡から離れて立地するもの（非本拠地型郡衙遺跡）に分類でき、前者はさらに、郡域内の他地域に他の有力氏族が存在しない場合（本拠地型郡衙遺跡A類）と、他の

有力氏族が存在する場合（本拠地型郡衙遺跡B型）に細分される。そして、評衙・郡衙は一般的に「立郡之人」が主体となって造営されたとの蘭田香融氏の指摘を踏まえて、本拠地型郡衙遺跡A類は、郡域内の伝統的有力氏族が評衙・大領に任命され、みずからの本拠地に評衙・郡衙を建設したとの見解を示された。⁴³ 埴生郡の場合、明らかに本拠地型郡衙遺跡A類である。古墳・寺院の造営者と後世の郡領氏族の間に密接不可分の関係を想定することができるのである。

以上から、私は、龍角寺古墳群および龍角寺の造営氏族を大生部直氏と考える。次節では、この点を別の角度から検証してみよう。

3 印波国造と立評

前節のように考えた場合、印波国造と大生部直の関係が問題となる。印波国造については、「国造本紀」に、

豊嶋豊明朝御代、神八井耳命八世孫伊都許利命、定_二賜国造_一とある。

従来、印波国造について、文献史学の立場からは、天平十年（七三八）度の『駿河国正税帳』にみえる下総国印波郡采女丈部直広成、天平勝宝七年（七五五）に派遣された防人で、『万葉集』巻二十に見える印波郡丈部直大鷹、『続日本紀』天応元年（七八一）正月乙亥条の下総国印幡郡大領外正六位上丈部直牛養などから、ほとんどすべて丈

部直姓とみている。⁴⁴

一方、考古学では、龍角寺古墳群と隣郡の印幡郡にある公津原古墳群を含めて、印波国造についての議論がある。公津原古墳群は、古墳時代前期から終末期まで連綿と古墳が造営された。六世紀後半頃と推定され、八六メートルの墳丘をもつ前方後方墳の船塚古墳、後期の前方後円墳としては、六〇メートルの天王塚古墳、四〇メートルの石塚古墳、終末期の方墳では、一辺三五メートルの墳丘を有する手黒麻賀多神社古墳がある。大型の前方後円墳は、いずれも後期以降に築造され、龍角寺古墳群と拮抗したと推定されている。⁴⁵

岩屋古墳の被葬者を、中央から派遣された蘇我氏系の統治者とみ、埴生の地は、大化前代の印波国造の領域とは別の地域であったとする見解⁴⁶もあるが、埴生の地も印波国造の領域に含まれると考える見解が支配的である。⁴⁷ この点は、終末期の大型墳の分布が、国造のクニごとに一つになるとする白石太郎氏の見解や、五斗蒔遺跡のI期の文字瓦の地名が、後の印幡郡地域を含むとする小牧美知枝・山路直充両氏の見解からも支持される。⁴⁸

以上の状況を考慮した上で、次のような先行学説がある。

まず、埴生の地に印波国造の本拠を求め、印幡郡にはその支族が存在したと見る見解がある。⁴⁹ 確かに、古墳の規模や白鳳寺院の造営が、造営氏族の勢力の大きさを反映するとみる前提に立てば、岩屋古墳や龍角寺の造営者が印波国造であった可能性は高いと考えるが、何故、岩

屋古墳や龍角寺の所在地が印幡と名付けられず、隣郡が印幡と命名されたかという点が説明しにくい。埴生の本宗家が没落して、支族が名を継承したとみることもできるが、今ひとつ説得力に欠ける。

さらに、この見解をさらに発展させた説もある。古墳時代中期には、公津原古墳群に大きな前方後円墳がみられるものの、終末期には龍角寺古墳群により大きな古墳が築造されることから、もともとは公津原古墳群と龍角寺古墳群の間で、輪番制のごとき形によって国造職が相承されていたものの、最終的に浅間山古墳や岩屋古墳の被葬者に国造職が受け継がれたとみる考え方である。輪番制については筆者に論評する能力はないが、七世紀はじめ以降、埴生の地が印波国造の本拠地となつたと推定している点は共通する。安藤氏の見解を承けて、印幡の地に印波国造の本拠地を求め、龍角寺古墳群の築造者を新興豪族とする見解もあるが、ほとんどの見解は、埴生の地を印波国造の本拠地と見ている。

文献史学と考古学の見解は一致をみない。その原因は、文献史学の場合、暗黙の前提として、国造名を継承した郡の郡司(ここで言えば、印幡郡)が国造の末裔に当たると考えるからであり、考古学では、浅間山古墳・岩屋古墳・龍角寺といった遺跡を重視するからである。

それでは、この両者の立場は、どのように考えればよいのであろうか。

この点について参考になるのが、『常陸国風土記』にみえる国造の

大生部直と印波国造(川尻)

表二 『常陸国風土記』にみえる評の成立

		国造のクニ	大化五年	白雉四年	立評記事の有無	立評申請者	八・九世紀の 大少領の姓
		新治	新治評	白壁評	新治評	欠	新治直
		筑波	筑波評	河内評	筑波評	欠	丈部 壬生宿禰
		茨城	茨城評	信太評	茨城評	欠	物部↓物部 志太連
		那珂	那珂評	行方評	那珂評	欠(×)	壬生直
		下海上	香島評	香島評	香島評	欠(×)	宇治部直
		久慈	久慈評	久慈評	久慈評	欠(×)	中臣鹿嶋連
		多珂	多珂評	多珂評	多珂評	○	於保磐城臣 (丈部)
		石城	石城評	石城評	石城評	×	君子部

※ 大津透論文を一部改変。

クニから評への移行である。

香島郡条

古老曰、難波長柄豊前大朝馭宇天皇之世、己酉年、大乙上中臣（一）子、大乙下中臣部兔子等、請惣領高向大夫、割下総国海上国造部内軽野以南一里、那賀国造部内寒田以北五里、別置神郡、

信太郡条

古老曰、難波長柄豊前宮御宇天皇之世、癸丑年、小山上物部河内、大乙上物部会津等、請惣領高向大夫等、分筑波・茨城郡七百戸、置信太郡、

行方郡条

古老曰、難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世、癸丑年、茨城国造小乙下壬生連麿、那珂国造大建壬生直夫子等、請惣領高向大夫、中臣幡織田大夫等、割茨城地八里、那珂地七里、合七百余戸、別置郡家、

多珂郡条

古老曰、（中略）至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世、癸丑年、多珂国造石城直美夜部、石城評造部志許赤等、請申惣領高向大

夫、以三所部遠隔、往来不便、分置多珂・石城二郡、石城郡、奥国、堺内、今存陸

鎌田元一氏は、評の立評時期は自明のことだったので、分出評だけその成立年代・成立事情を記したこと、分出評の申請者は二名で、彼らが初代の評司になったこと等を指摘し、まず大化五年（六四九）に全国的に立評が行われ、ついでその評を分割して、後の郡に相当する評が成立したとみた。また、もともとの那珂郡国造、茨城国造は、八世紀の史料からそれぞれ、宇治部直、茨城直ではないかとされ、それら本宗家の族的結合がゆるんだ結果、信太・行方評の立評者のごとき国造の一族が台頭するようになったと解釈された。⁵²⁾

鎌田氏の見解については、基本的に首肯されるのであるが、行方評の立評申請者となった那珂・茨城国造を国造の一族と見る点には、森公章氏による反論がある。森氏は、「〇〇国造某」で、国造の一族を示す例は見あたらず、国造の地位がかなり広範囲の族長の間で継承されたと見た上で、国造本宗家（茨城国造は茨城直、那珂国造は宇治部直）の本拠地から離れた支族もしくは新興氏族である壬生部直・壬生部連が勢力を拡大した結果、本宗家を凌いで茨城・那珂国造に任じられ、立評申請者になったとした。同様に多珂国造石城直も、元来は石城地域の首長であった石城直が、多珂国造の本宗家を凌ぎ、国造に任じられたと考えられたのである。⁵³⁾ 確かに、安閑元年閏十二月是月条に、「武蔵国造笠原直使主と同族小杵と、国造を相争ふ」とみえる武蔵国

造を巡る争いからみても、⁵³国造の地位がかなり広範囲にわたっていたことが推測され、この点については、森氏の見解を支持したい。

また、常陸国の古墳群の分布から国造制を検討された白石太一郎氏によれば、六世紀の大型前方後円墳の分布から復原される有力な在地首長層の勢力圏は、国造領域より狭いもので、評の領域に近いことが知られ、行方郡地域については、古墳時代後期以降、沖洲古墳群と大生西古墳の二大勢力があり、それぞれ立評を申請した茨城国造小乙下壬生連磨と那珂国造大建壬生直夫子の本拠地であったと推定されている。⁵⁵

国造の性格を以上のごとく考えられるとすれば、評制成立期については、従来文献研究者が考えてきたように国造名を継承した評の官人が必ずしも国造だったわけではなく、逆に新立の評官人が国造である場合が存在したことになる。そして、埴生郡の郡領が大生部直という印幡郡とは異なった氏族名であったことを考慮すれば、『常陸国風土記』と同様に、もともとの印波国造は、印幡の地を本拠とした氏族（丈部直か）で、その墓域は公津原古墳群にあったが、埴生の地の大生部直が急速に勢力を拡大し、ついには印波国造になり、印波クニの分割を申請して埴生評を立てたと推測することができる。⁵⁶『常陸国風土記』で言えば、壬生連と壬生直が立評申請者となった行方郡（評）ときわめてよく似た状況が想定できよう。このように考えると、何故古墳・初期寺院が造営された地が印幡郡ではなく埴生郡と名付けられ

たのか、逆に大方墳や初期寺院がない地になぜ印幡郡の名が残されたのか理解できる。

このような勢力の交替には、次のような理由が考えられる。

第一に、大和王権との密接度の違いであろう。ミブ部には、中央に伴造氏族が存在せず、直接王権に仕奉していたと推測される。⁵⁷これは、ミブ部がもっとも新しく設定された先進的な部民であったため、より直接的に王家を資養するためであったらしい。大生部直は、王権により密着した部民であった。

第二には、印幡と物部氏との関係である。印幡の名は、『先代旧事本紀』巻五、天孫本紀、十世孫の「物部印葉連」と関わる可能性がある。また、南に接する千葉郡には、山梨郷・物部郷があり、山梨郷は物部印葉連の姉物部山無媛連に関係すると推察される。⁵⁸山梨郷は四街道市山梨に、物部郷も四街道市物井に比定されるが、いずれも印幡沼に流れ込む鹿島川流域に位置する。印幡郡から千葉郡にかけては、物部氏との関係が密接なのである。物部と丈部直の関係は定かではないが、物部氏の没落にともなって、印幡の首長の地位が下落した可能性があろう。

関連して、もう一つ注目したいのは、印幡郡に三宅郷がある点である。一般に、三宅郷の由来は、屯倉にあると考えられている。⁵⁹安閑元年紀に見えるように、屯倉設置の目的は、贖罪などを契機として、在地首長の支配地域に楔を打ち込むことを目的とする場合が多い。⁶⁰この

ように考えることが許されるならば、印幡の物部を牽制するために屯倉が設置され、その経営のために設定されたのが大生部であったのかもしれない。しかも、千葉郡には、「国造本紀」には記載がないものの、律令国造として千葉国造大私部直が見える。私部の設置は、『日本書紀』敏達六年（五七七）年二月甲辰朔条にみえ、后妃の資養のために設置された、ミブ部同様もっとも新しい部民と推測されている。⁶⁵

つまり、印幡郡を南北に挟むかのように、「大」を冠した大生部直と大私部が設置されことは、印幡の物部に対する牽制とも考えられる。

第三に、印幡の地理的・軍事的重要性である。律令制下の印幡・埴生・香取郡には、上総国から下総・常陸国を抜けて東北地方へ抜ける古東海道が通っていた。⁶⁶ しかも、律令制下では、香取郡に属するものの、埴生郡に接する荒海駅は、常陸国榎浦津への渡河地点と推定されている。そして、五斗蒔瓦窯跡から「水津」の文字瓦が出土していることからみてもわかるように、「香取の海」の水上交通の要衝であった。⁶⁴ このような水陸にわたる地理的条件から、この地域が重視され、埴生の地に大生部が設定されたのではなからうか。

以上の理由により、大生部直は、トネリなどとして上宮王家に仕える一方、在地で急速に勢力を拡大したのであろう。この時期には、ちょうど浅間山古墳や岩屋古墳が出現している。大生部の設置とこれらの古墳の間には密接な関係があったに違いない。この点は、文献史学のみならず、考古学からも注目されるべきである。

このように考えられるとすれば、終末期の大型方墳の出現についても、上宮王家との関係から説明することができるように思われる。白石太一郎氏によれば、用明・推古など蘇我系の大王や蘇我氏などが方墳を採用する一方、押坂彦人大兄など非蘇我氏は円墳を造営していたのではないかとされ、この点は蘇我系の大王や蘇我氏に近い立場の豪族が方墳を、蘇我氏に距離をおいた皇族や豪族が円墳を営んだとすることもできるという。⁶⁶ 従来、この点が重視され、蘇我氏との関係から、岩屋古墳が説明されてきたのである。皇極元年紀や蘇我氏が東国の豪族の子弟を「東方の懐従者」として組織していたことを念頭に置けば、蘇我氏との関係をまったく否定する必要はない。しかし、一義的には、上宮王家との関係を重視すべきである。⁶⁷ 山背大兄王の母は、蘇我馬子の娘刀自古郎女であり、上宮王家は蘇我氏とも密接な関係を結んでいた。そして、この時期、上宮王家に出仕していたのが大生部直であった。いわゆる聖徳太子墓が方墳の形態を採らないことは気になるところではあるが、大生部直が大型方墳を採用した理由は、上宮王家を媒介としたためではなかったか。

もう一つ注目しておきたいのは、ミブ部姓の郡司が、あたかも「香取の海」を囲むかのように、埴生郡、常陸国行方郡・筑波郡に分布することである。浅間山古墳をはじめとする下総北部ならびに常陸南部の古墳の石材が筑波山麓から水上交通により運ばれたという点が指摘されている。⁶⁸ 同様の現象は、埼玉県行田市の埼玉古墳群のなかでも

とも新しい将軍山古墳に使用された石材が、房総半島南部から産出するいわゆる房州石であり、⁶⁶⁾ 反対に七世紀初頭前後の築造と推定され、豪華な金銅製品を出土したことで知られる木更津市金鈴塚古墳の石材が、埼玉県長瀨町付近からもたらされたことが明らかにされている。⁶⁷⁾ こうした石材の流通に婚姻関係が介在した可能性も説かれているが、それはしばらくおくとしても、古墳時代後期に、筑波国造に当たると推定される壬生部直のもとから、埴生をはじめとする下総国北部、そして常陸国南部に石材が供給されたことは、単なる交易ではなく、ミブ部という擬制的同族による交易、すなわち「ミブ部ネットワーク」として捉えることが可能なのではないか。今後、このような視点から、地域相互の関係を見ていく必要があるように思われる。

それでは、龍角寺の創建は、どのように考えられるのであろうか。岡本東三氏は、龍角寺が山田寺式の瓦当文様を採用した点について、山田寺の瓦当文様は、天皇が採用した文様の系譜にある「王家の紋章」と解し、それを採用した龍角寺の建立を、孝徳朝以降の中央集権的な仏教政策に呼応し、国家的な援助が背景にあると指摘された。⁶⁸⁾ このような見解は根強く、東国を含めた地方寺院建立の契機を『日本書紀』大化元年八月癸卯条の「凡そ天皇より伴造に至るまでに、造る所の寺営ること能はずは、朕皆助け作らむ」という条文に求める見解に代表される。⁶⁹⁾ 瓦当文様が王権との関係から決まるとの仮説を認めた上で、龍角寺建立の背景に王権の存在を見る点は筆者も賛同する。しかし、

問題なのは、「王権との関係」の内実なのである。

皇親と資養氏族との関係、すなわち部民制的支配関係は、大化の改新後、次第に消滅する。今、狩野久氏の見解によるならば、『日本書紀』大化元年（六四五）九月詔と同二年三月の皇太子奏、そして、天智三年（六六四）の甲子の宣を経ることにより、両者の関係は次第に切り離されていく。⁷⁰⁾ とところが、このような関係は、すぐに消失したわけではなかった。たとえば、壬申の乱の際、大海人皇子は、東国の湯沐を軍勢力として頼りにした。⁷¹⁾ これらの湯沐は、大海人皇子の経済的・軍事的基盤であり、同一実態とまでは言えないものの、大化前代から存在したミブ部などの資養制度にきわめて近い存在であったと考えられている。⁷²⁾

また、『日本書紀』朱鳥元年（六八六）九月条によれば、天武が亡くなったその最初に、大海宿禰菟浦が壬生事について諫を奉っている。大海宿禰菟浦が諫を行ったのは、天武の乳母であったからと考えられ、ミブ部が天武と生涯にわたって関係を保っていたことがわかる。

天武朝以前には、皇子と資養氏族の密接な関係が継続していた。とすれば、大生部直も、上宮王家滅亡後、いずれかの有力な皇親（皇子）とトネリなどとして仕奉関係を結びながら、その経済・軍勢力の一端を担い、そのことが龍角寺造営の一つの契機になった可能性が考えられる。八賀晋氏は、美濃国の川原寺式瓦の分布と壬申の乱の「湯沐」を関連づけ、乱に功績のあった氏族がその意匠を採用したのではない

かと推測された。⁽⁷⁾ もちろん、龍角寺の場合、このような直接的契機を想定することはできないが、最初から中央集権的仏教政策を想定するのではなく、律令国家への歩みをはじめつつも、部民制原理を引きずっていた過渡的時代の所産であったように思われる。

最近、東国の初期寺院である武蔵国寺谷廃寺の建立者を壬生吉志に比定したり、⁽⁸⁾ さらには、上野国山王廃寺・下野国浄法寺廃寺・相模国宗元寺などを壬生部との関係で捉えようとする見解が提出されている。⁽⁹⁾ このような見解は慎重に判断する必要があるが、壬生部と大和主権の関係を含めて、もう一度七世紀の東国史を検討する段階にきているように思われる。

おわりに

以上、平城宮から出土した兵衛木簡をもとにして、下総国埴生郡の郡領氏族は大生部直で、岩屋古墳や龍角寺の造立主体であり、印波国造の可能性があることを論じた。また、その上で印幡郡（評）と埴生郡（評）が、『常陸国風土記』の行方・信太・石城評の立評と同様の関係にあった可能性を示し、常陸国と同じような国造の動揺と分割が広範囲にわたって惹起していたと推測した。とくに、行方郡と類似していることは注目される。『日本書紀』大化元年八月庚子条の東国国司詔に、「若し名を求むる人有りて、元より国造・伴造・梟稲置に非

ずして、輒く詐り訴へて言さまく、『我が祖の時より、此の官家を領り、是の郡県を治む』とまうさむは、汝等国司、詐の随に便く朝に牒すこと得じ。審に実の状を得て後に申すべし」とあるように、国造・伴造・梟稲置でもないのに、祖先の代から官家を預かり、治めていると偽っている状況が記されているが、裏を返せば、国造職等が、在地の色々な氏族の間で揺れ動いていたことを示している。まさにこのような状況が、印波国造の領域内でも、起きていたのではなからうか。

また、従来、国造名と同じ郡名があれば、その郡司の先祖が国造に当たると考えてきたが、それほど単純ではないように思われる。「国造本紀」に列挙された国造名がいつの時点のものなのかという点を常に念頭に置きながら、在地の状況を考慮せねばならない段階にきていると思う。

一方、上宮王家にとっても、印波国造は、有力な構成員であったと推察される。従来からも、上宮王家と東国の密接な関係が指摘されてきたが、さらにこの点が明確になったと言えよう。大生部直が、上宮王家滅亡の際に想起された「東国の乳部」の主要なメンバーであったことは誤りあるまい。

本稿のような方法は、考古学の安易な利用であるとの批判も当然であろう。しかし、律令国家成立にかかわる重要な時期であるにもかかわらず、七世紀中葉から後半にかけての東国史についての文献史料は『常陸国風土記』以外ほとんど存在しない。この空白を埋めるために

は、『常陸国風土記』から導き出された方法を、近隣諸科学との協業によりつつ、他地域に応用させることであり、本稿はその試みの一つである。試行錯誤を繰り返しつつも、東国七世紀史の実態に少しでも近づきたいというのが、筆者の念願である。内容はもちろん、方法論についても、ご批判をお願いしたい。

注

- (1) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四。
- (2) 井上光貞「国造制の成立」(井上光貞著作集四『大化前代の国家と社会』岩波書店、一九八五年、初出は一九五二年)、直木孝次郎「大化前代における畿内の社会構造」(『日本古代国家の構造』、青木書店、一九五八年、初出は一九五八年)など指摘が多い。
- (3) 兵衛については、井上薫「舍人制度の一考察―兵衛・授刀舍人・中衛舍人―」(『日本古代の政治と宗教』、吉川弘文館、一九六一年、初出は一九六〇年)、笹山晴生「令制五衛府の成立と展開」(『日本古代衛府制度の研究』、東京大学出版会、一九八五年)、同「兵衛についての一考察―とくに畿内武力との関係をめぐって―」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』、吉川弘文館、一九八七年)等参照。
- (4) 『類聚国史』巻十九、国造、延暦十七年三月丙申条。
- (5) 『類聚三代格』巻四、延暦十七年六月四日官符、停国造補兵衛事
- (6) 『延喜式』式部省上諸衛任官条では、毎年、左右兵衛各一人を郡領に任じるとしている。
- (7) 平川南「出雲国計会帳・解部の復原」(『漆紙文書の研究』、吉川弘文館、

一九八九年、初出は一九八四年)による。

- (8) 川尻秋生「古代安房国の特質―安房大神と膳神―」(『延喜式研究』一〇、一九九五年)参照。

- (9) 『続日本紀』宝亀四年(七七三)九月庚辰条。

- (10) 兵衛の養物についてははっきりしないが、采女と近似したとすれば、大化前代から存在し、養老頃に復活した可能性が指摘されている。笹山晴生前掲「令制五衛府の成立と展開」参照。なお、養物制については、松原弘宣「采女資養法について」(『日本歴史』三三三、一九七四年)参照。

- (11) 今泉隆雄「平城宮跡出土の郡領補任請願解の木簡」(『古代木簡の研究』、吉川弘文館、一九九八年、初出は一九八二年)。

- (12) 『大日本古文书』三一―四九頁。

- (13) 野田嶺志「兵衛・兵衛府成立の史的意義―偽兵衛柏原広山配流事件を中心として―」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上、塙書房、一九八四年)は、常陸または東国の出身とし、笹山晴生前掲「兵衛についての一考察―とくに畿内武力との関係をめぐって―」では、「常陸国の出身者である可能性が強い」とする。

- (14) 豊後の出身と推定される兵衛大分稚見(『日本書紀』天武八年(六七九)三月丙戌条)、天武天皇の殯宮に左右兵衛のことを誅した当摩真人国見(『続日本紀』大宝元年(七〇一)七月壬辰条)などは、壬申の乱の功勞者である。なお、『日本書紀』天武元年七月壬子条には、壬申の乱に加わった東国の豪族として、甲斐国造日下部直と推定される「甲斐勇者」がみえる。関晃「甲斐の勇者」(関晃著作集五『日本古代の政治と文化』、吉川弘文館、一九九七年、初出は一九五七年)参照。

- (15) 大田亮「オホミブベ大生部」の項（『姓氏家系大辞典』、姓氏家系大辞典刊行会、一九三四年）、津田左右吉「大化改新の研究」（『津田左右吉全集』三、岩波書店、一九六三年、初出は一九四七年）、前川明久「蘇我氏の東国経営について」（『日本古代政治の展開』、法政大学出版局、一九九一年、初出は一九六三年）、同「大化前代の下総地方について―私部と壬生・壬生部の設定をめぐって―」（前掲『日本古代政治の展開』、初出は一九六七年）、加藤謙吉「ミブ・ニフ二題―六・七世紀における秦氏の職掌について―」（『続日本紀研究』一八二、一九七五年）。
- (16) 上宮王家については、仁藤敦史「斑鳩宮の経営」（『古代王権と都城』、吉川弘文館、一九九八年）、遠山美都男「上宮王家」論―日本の国家形成と王族―（『古代王権と大化改新―律令国家成立前史―』、雄山閣出版、一九九九年、初出は一九八六年）参照。
- (17) 門号氏族については、井上薫「宮城十二門の門号と乙巳の変―大化改新と軍制―」（前掲『日本古代の政治と宗教』、初出は一九五四年）、山田英雄「宮城十二門号について」（『日本古代史攷』、岩波書店、一九八七年、初出は一九五四年）、佐伯有清「宮城十二門号と古代天皇近侍氏族」（『新撰姓氏録の研究』研究篇、吉川弘文館、一九七一年、初出は一九六三年）、直木孝次郎前掲論文等参照。壬生部については、早川万年「推古朝における壬生部設定について」（『古代文化』三七―八、一九八五年）、井上辰雄「大和王権と壬生部」（『東アジアの古代文化』四一、一九八四年）参照。
- (18) 岸俊男「光明立后の史的意義―古代における皇后の位置―」（『日本古代政治史研究』、塙書房、一九六六年、初出は一九五七年）。
- (19) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二・二四。
- (20) 『狐塚遺跡発掘調査報告書』（君津郡市文化財センター、一九九五年）。
- (21) 栗田則久「古墳時代の終わり―大化改新の頃―」（『房総考古学ライブラリー六「古墳時代（2）」』、千葉県文化財センター、一九九二年）。
- (22) 以下の記述は、白井久美子「千葉県 浅間山古墳」（『考古学研究』四四―一、一九九七年）、同「竜角寺古墳群」（『季刊 考古学』七一、雄山閣出版、二〇〇〇年）によった。
- (23) 岡本東三「山田寺式軒瓦と東国の寺院」（『東国の古代寺院と瓦』、吉川弘文館、一九九六年、初出は一九九三年）。
- (24) 龍角寺については研究が多いが、ここでは、滝口宏「下総龍角寺調査報告」（千葉県教育委員会、一九七二年）、多宇邦雄「下総龍角寺について」（『滝口宏先生古稀記念考古学論集「古代探叢」』、早稲田大学出版部、一九八〇年）をあげるにとどめる。
- (25) 石戸啓夫・小牧美知枝「千葉県印旛郡栄町龍角寺五斗葺瓦窯跡」（印旛郡市文化財センター、一九九七年）、小牧美知枝「龍角寺（五斗葺）瓦窯と文字瓦」、山路直充「龍角寺軒瓦（山田寺式）の年代」（以上、『官営工房研究会会報』六、奈良国立文化財研究所、一九九九年）、同「下総龍角寺」（『文字瓦と考古学』、日本考古学協会第六十六回総会国士館大学大会実行委員会、二〇〇〇年）。
- (26) 東野治之「龍角寺瓦窯の文字瓦と金石文」（前掲『官営工房研究会会報』六）で、平川南氏からの教示として紹介している。
- (27) 滝口宏前掲注（24）書。
- (28) 石田広美「主要地方道成田安食線道路改良工事（住宅地関連事業）地内埋蔵文化財発掘調査報告書」（千葉県文化財センター、一九八五年）、同「大畑Ⅰ遺跡―埴生郡銜推定地―の調査」（『日本歴史』四二九、一九

八四年)、大野康男『采町埴生郡衙跡確認調査報告書』(千葉県土木部・千葉県教育委員会、一九八六年)、同『采町埴生郡衙跡確認調査報告書Ⅱ』(千葉県教育委員会、一九八七年)

(29) 石戸啓夫『龍角寺尾上遺跡・龍角寺谷田川遺跡』(印旛郡市文化財センター、一九九一年)

(30) 龍角寺付近の遺跡については、『千葉県の歴史』資料編 考古三(奈良・平安時代)(千葉県、一九九八年)に、簡潔にまとめられている。

(31) 大野透『万葉仮名の研究』(明治書院、一九六二年)。

(32) 『角川日本地名大辞典』十二 千葉県(角川書店、一九八四年)

(33) 『日本後紀』延暦二十四年十月庚申条。

(34) 『大日本古文書』一。なお、『大日本古文書』以来、「少幡郷」と読まれてきたが、近年、香取郡小見川町古屋敷遺跡から出土した「山幡」の墨書土器との比較により、「山幡郷」であることが確認された。原田享二「下総国鉦托郡少幡郷」についての覚え書き―古屋敷遺跡出土土器墨書「山幡」をめぐって―(千葉県立大根博物館『調査研究報告』五、一九九三年)参照。

(35) その他、養老五年『下総国葛飾郡大嶋郷戸籍』にみられる。

(36) 井上光貞「大化改新と東国」(井上光貞著作集一『日本古代国家の研究』岩波書店、一九八五年、初出は一九五四年)、前川明久掲論文。なお、最近、房総と蘇我氏の密接な関係を説いたものに、井上辰雄「蘇我の宗家と東国―房総地域の宗我部と屯倉経営―」(井上辰雄編『古代東国と常陸国風土記』、雄山閣出版、一九九九年)がある。

(37) 安藤鴻基「房総七世紀史の一姿相」(前掲『古代探叢』)、同「終末期方墳」(『国立歴史民俗博物館研究報告』四四、一九九二年)。

大生部直と印波国造(川尻)

(38) 菱田哲郎「瓦当文様の創出と七世紀の仏教政策」(古代王権と交流五『ヤマト王権と交流の諸相』、名著出版、一九九四年)。

(39) 岡本東三前掲論文。

(40) 岡本東三「下総・龍角寺の成立とその年代―山田寺式軒瓦の意味するもの―」(千葉県史講座―シンポジウム資料『龍角寺古墳群からみた古代の東国―采町浅間山古墳の調査成果をもとに―』、千葉県史料研究財団、一九九八年)。

(41) 須原祥二「八世紀の郡司制度と在地―その運用実態をめぐって―」(『史学雑誌』一〇五―七、一九九六年)。

(42) 藪田香融「律令国郡政治の成立過程―国衙と土豪との政治関係―」(『日本古代財政史の研究』、塙書房、一九八一年、初出は一九七一年)。

(43) 山中敏史「評衙・郡衙成立の歴史的意義」(『古代地方官衙遺跡の研究』、塙書房、一九九四年、初出は一九八三年)。

(44) 代表的なものに、井上光貞前掲注(36)、前川明久「東国の国造」(『日本古代氏族と王権の研究』、法政大学出版局、一九八六年、初出は一九七七年)、佐々木虔「文献からみた印波国造」(『千葉県立房総風土記の丘年報』八、千葉県立房総風土記の丘、一九八五年)、加藤謙吉「蘇我氏の地方進出」(『蘇我氏と大和王権』、吉川弘文館、一九八三年)、白石太一郎氏の発言(前掲『房総風土記の丘年報』八)、大津透「大化改新と東国国司」(『新版 古代の日本』八、角川書店、一九九二年)などがあり、印波国造に言及する場合は、ほとんどこの見解をとる。

(45) 杉山晋作「古墳群形成にみる東国の地方組織と構成集団の一例―公津原古墳群とその近隣―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一、一九八二年)、白石太一郎「関東の後期大型前方後円墳」(『古墳と古墳群の研究』、

塙書房、二〇〇〇年、初出は一九九二年)、白井久美子前掲注(22) 論文による。

(46) 安藤鴻基前掲注(37) 論文。

(47) たとえば、斎藤忠「国造に関する考古学上よりの一試論(古代史談話会編『古墳とその時代』(二)、朝倉書店、一九五八年)、大塚初重「房総の古墳分布とその特質―とくに印旛沼周辺地域の場合―」(『成田史談』二二、一九七七年)等多数にのぼる。

(48) 小牧前掲注(25) 論文、山路前掲注(25) 論文。

(49) 斎藤忠前掲注(47) 論文、大塚初重前掲注(47) 論文、杉山晋作「古代印波の分割」(大川清博士古稀記念論文集『王朝の考古学』、雄山閣出版、一九九五年)等一般的な見解である。なお、岩屋古墳については、大塚初重「千葉県岩屋古墳の再検討」(『駿台史学』三七、一九七五年)、高木博彦「千葉県印旛郡竜角寺古墳群研究小史」(『房総風土記の丘年報』二、一九七八年)も参照。

(50) 甘粕健「前方後円墳の性格に関する一考察」(考古学研究会十周年記念論文集『日本考古学の諸問題』、河出書房、一九六四年)、田中新史「古墳時代終末期の地域色―東国の地下式系土壙墓を中心として―」(『古代探叢』II、早稲田大学出版部、一九八五年)、杉山晋作前掲注(45) 論文、白井久美子前掲注(22) 論文。

(51) 石田広美前掲注(28) 論文。

(52) 鎌田元一「評の成立と国造」(『日本史研究』一七六、一九七七年)。

(53) 森公章「評の成立と評造―評制下の地方支配に関する一考察―」(『古代郡司制度の研究』、吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九八七年)。大津透前掲論文。なお、篠川賢「常陸国風土記」の建郡(評)記事と国造

(『日本古代国造制の研究』、吉川弘文館、一九九六年、初出は一九八〇年)も参照。

(54) 武蔵国造の反乱については、甘粕建「武蔵国造の反乱」(『古代の日本』七、関東、角川書店、一九七〇年)参照。

(55) 白石太一郎「常陸の後期・終末期古墳と風土記建評記事」(前掲『古墳と古墳群の研究』、初出は一九九一年)。

(56) なお、もう一方では、香取郡との関係があるが、史料的な制約が大きいので、本稿では触れない。今後の課題としたい。

(57) 直木孝次郎「門号氏族」(『日本古代兵制史の研究』、吉川弘文館、一九六八年)。

(58) 原秀三郎「大和王権と遠江・駿河・伊豆の古代氏族」(『静岡県史』通史編一 原始・古代、静岡県、一九九四年)、井上辰雄前掲注(36) 論文参照。

(59) 平野邦雄「いわゆる『後期型ミヤケ』(その一)」(『大化前代政治過程の研究』、吉川弘文館、一九八五年)。なお、印旛の地にミヤケが設置されたことは、原島礼二「屯倉の設置時期」(『日本古代王権の形成』、校倉書房、一九七七年)も指摘している。

(60) 館野和己「屯倉制の成立―その本質と時期―」(『日本史研究』一九〇、一九七八年)、千田稔「ミヤケの地理的実態―畿内とその周辺における立地と地割の問題―」(『古代日本の歴史地理学的研究』、岩波書店、一九九一年、初出は一九七五年)。

(61) 『日本後紀』延暦二十四年(八〇五)十月癸卯条、同大同元年正月癸巳条、大同四年三月丁未条。

(62) 岸俊男前掲注(18) 論文。

(63) 『日本後紀』延暦二十四年十月庚申条。

(64) 川尻秋生「香取海雜考」(『千葉県立中央博物館研究報告—人文科学—』六、一九九三年)。

(65) 白石太一郎「畿内における古墳の終末」(前掲『古墳と古墳群の研究』、初出は一九八二年)。

(66) 『日本書紀』皇極三年十一月条。

(67) 安藤鴻基「房総七世紀史の一姿相」前掲論文の注の中で、「屯倉の設置と相前後して設定された壬生部の影響も、考慮すべきかも知れない」と指摘されていることは、先行研究の中で、特筆されるべきである。

(68) 白井久美子・栗田則久「群集墳の形成」(房総考古学ライブラリー六『古墳時代(2)』、千葉県文化財センター、一九九二年)、永沼律朗「印旛沼周辺の終末期古墳」(前掲『国立歴史民俗博物館研究報告』四四)、白井久美子前掲注(22)論文、

(69) 若松良一「からくにへ渡った東国の武人たち—埼玉將軍山古墳と房総の首長の交流をめぐって—」(『法政考古学』二〇、一九九三年)。

(70) 神尾明正「金鈴塚の砂と石とについて」(早稲田大学考古学研究室報告第一冊『上総金鈴塚古墳』、千葉県教育委員会、一九五二年)。

(71) 杉山晋作「千葉県金鈴塚古墳」(『季刊 考古学』六八、雄山閣出版、一九九九年)。

(72) 岡本東三前掲論文。

(73) 三舟隆之「大化元年の造寺援助策」(『日本歴史』六二九、二〇〇〇年)。

(74) 狩野久「部民制—名代・子代を中心として—」(『日本古代の国家と都城』、東京大学出版会、一九九〇年、初出は一九七〇年)。なお、甲子の宣にっいては、原秀三郎「大化改新論批判序説—律令制の人民支配の成立過程を

論じていわれる「大化改新」の存在を疑う—」(『日本古代国家史研究—大化改新論批判—』、一九八〇年、初出は一九六六・六七年)参照。

(75) 『日本書紀』天武元年(六七)六月壬午条では、美濃国安八郡の湯沐令多臣品治に命じて、当郡の兵士を徵発し、甲申条には、湯沐の米を運ぶ伊勢國の駄が見え、また、湯沐令田中臣足麻呂・高田首新家等が大海人軍に従ったことが記載されている。

(76) 横田健一「壬申の乱前における大海人皇子の勢力について」(『白鳳天平の世界』、創元社、一九七三年、初出は一九五六年)。

(77) 八賀晋「地方寺院の成立と歴史的背景」(『考古学研究』二〇—一、一九七三年)。ただし、岡本東三「川原寺式軒瓦の波及と分布」(前掲『東国の古代寺院と瓦』、初出は一九九四年)による批判がある。

(78) 高橋一夫「北武蔵における古代寺院の成立と展開」(柳田敏司先生還暦記念論文集刊行委員会編『埼玉の考古学』、新人物往来社、一九八七年)、同「東国の古代豪族と仏教」(原島礼二・金井塚良一編『古代を考える 東国と大和政権』、吉川弘文館、一九九四年)、森田悌「東国の初期寺院」(『古代文化』四九—一〇、一九九七年)。

(79) 森田悌前掲注(78)論文。ただし、山王麿寺については、蘇我氏との関係を想定する説もある。松田猛「上毛野における古代寺院の建立—山王麿寺創建期丸瓦の再検討—」(『信濃』四三—四、一九九一年)参照。

〔付記〕本稿は、文部省科学研究費基盤研究(B)(2)「古代文字資料のデータベース構築と地域社会の研究」(研究代表者 明治大学 吉村武彦)の分担研究の成果の一部である。

(千葉県立中央博物館 歴史学研究科)